

四日市市告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成28年5月13日

四日市市長 田 中 俊 行

1 工事完了年月日

平成28年5月10日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

四日市市羽津中二丁目1642番2ほか6筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

四日市市阿倉川町17番1号
前岨不動産株式会社
代表取締役 前岨 泰三

(都市整備部開発審査課)